

興福寺所蔵「興福寺別当次第略本」

歴史研究室

昨年度は、興福寺所蔵「興福寺権別当次第」を紹介したが、その際に関連史料として取り上げた「興福寺別当次第略本」（15函54号）の釈文をここに掲げる。この「別当次第略本」は横切紙を、13紙貼り継いだもので、「権別当次第」と同体裁である。巻首は前欠であり、巻尾は本文はそこで完了しているごとくであるが、最終紙奥裏に花押半顆があり、その花押が、「権別当次第」の巻首に半顆ある花押と接続することから、両者は併せて一巻になっていたことがあることが判明した。そして「権別当次第」は興福寺権別当歴代を書き上げたものに対し、「別当次第略本」は興福寺寺務（寺司、別当とも書かれている）歴代を書き上げており、併せて興福寺寺務権別当次第となる。そして「権別当次第」の奥書に「此一巻依有所用子細書了 宝徳二年九月日 大法師（花押）」とあり、宝徳2年（1450）書写本であることがわかる（昨年度年報参照）。

「別当次第略本」の現状は卷子本小本で、縦14.3cm、一紙長は42cm前後のものが多いが3cmのものもあり、ばらつきがある。また各紙に紙背文書があるが、それは、堅紙の文書の上半もしくは下半にあたり、そのうち幾通かは「別当次第略本」中においても、「別当次第略本」と「権別当次第」とにわたっても接続するものがあり両者の共通性は明らかである。

表紙は新補で、外題は標題の通りである。表紙見返に大正10年の佐伯定謙師の識語がある。当本は前欠であり、別当は「已講孝忠」から始まり「権僧正良雅」までの歴代を記する。記載内容は大字で書かれた別当名を中心にその肩に代数・任時の天皇名・関白名、称号などを記す。下段には、別当補任年月日、補任時年齢を記し、さらに死没の年月日と年齢を記すものもある。さらに事項記載の筆跡には、二通りある。後で書き加えた分には異本と校合があり、それについては「」を付した。各紙の継目裏花押は「権別当次第」と同じように尋尊の花押である。尋尊の花押は『書の日本史9』所収のそれなどとは異なるが、「春日社経蔵経論注文」（13函2号）の尋尊花押（年報1987、口絵・P42～45）とは同一であり、この継目裏花押も（それとともに昨年度年報掲載の「権別当次第」の奥書花押も）尋尊花押とみなしてよからう。ところで当本は、已講孝忠から始まるが、その肩に「八代」とあり佐伯師識語が指摘するように重文の「興福寺別当次第」とは異なるなど、その記載は簡潔であるとはいえ、検討すべき点がある。すなわち記載事項個々についてみても、就任日時やその年齢、また死没のそれについても重文「別当次第」と異なる箇所も多くみられ、それらの詳細な検討は今後の課題である。今回は「別当次第略本」の釈文を、紙幅の関係で全文は掲載できないので抄文というかたちで掲載した。また、関係写真については前年度年報に数葉掲載しているので参照されたい。（綾村 宏）

〔興福寺別当次第略本〕

(第15函54号)

凡例

- 1 印刷の都合上、改行等原本通りになっていない箇所がある。
- 2 追筆、異筆の部分には「」を付した。なお代数を示す数字も異筆である。
- 3 何紙目にあたるかを、紙継目部分の頭注で示した。

(前欠)

陽成
(1紙目) 七、已講 孝忠

光孝 「長者基経」

「元慶二年十二月廿三日任律師、貞觀十三年為別当也、伊勢國人也、」

八、律師延寿 權律師イ、

光孝

宇多院 房忠 「長者基経」

「少僧都、仁和三年任別当、伊勢國人也、」

宇多 仙忠

醍醐天皇

十一、律師 真覺 「長者時平」

醍醐 東院住

「延喜十年四月廿二日為別当也、右京人也、」

十二代 僧都 基継 「長者時平」

醍醐

越前國人、少僧都、「延長六年為別当也」承平元二十六年入滅、

十四代 大僧都平源

朱雀院

「延長九年任別当也、又云十年也、」□國人也、

十五 僧都 空晴

村上

「少僧都イ」イ九
□德元年十二月九日入都至天、天曆八年十二月廿四日任別当、俗姓ハ伊勢氏、平城人也、廿七日イ、

十三代 已講 助精 「長者実頼」

「天德元年十二月十七日任別当、」

村上 西南院
十六、大僧都 延空 「長□□平」

冷然院
十七、少僧都 安秀 「長者伊尹」

円融院
東寺長者一乗院本願

十八、少僧都 定昭 「摂関伊尹兼通」

円融

十九、僧 正 真喜 喜多院住
円融花山一条院
「摂関忠兼家道隆道兼」

法務
廿代、大僧都 定隆 一条院三条院 「道長」

廿一、法印大僧都 林懷 号北院僧都
一条院 「拱道長」

廿二、大僧都 扶公 上「
後一条院 頼長」

廿三、大僧都 經救 東院
「拱頼通(×長)」

廿四、僧 正 真範 一乘院
後冷泉 播磨守生昌子

廿五、大僧都 円縁 号中南院
後冷泉

廿六、少僧都 明懷 号西塔院
後三条 〇〇院

廿七、僧 正 頼信 号一乗院
法務 甲斐守頼経子

康保四年七月七日入滅、「應和元年為別当也、伯氏、日向國人也、」イ七年

「康保四年七月廿日任別当也、」

天禄元年十月三日任寺務、于時律師、五十九、寺務□十年、永觀元年三月廿三日入滅、七十二、

永觀元三廿三日任寺務、五十三、于時律師、寺務間廿五年、長保三年正月七日入滅、七十七、「イ二」

長保二八廿九日任寺務、于時少僧都、六十二、長和四十一日入滅、八十一、寺務十六年、

「イ四」
長和五十五任寺務、于時少僧都、寺務間十年、万壽二四月四日入滅、七十五

「イ元」
万壽二六廿七任寺務、于時大僧都、六十、寺務間十一年、長元八七七日入滅、七十、

長元八八廿七日任寺務、于時少僧都、五十八、寺務間十年、長久五年五二日入滅、六十七、

寛德元六廿五日于時少僧都、五十九、寺務間十一年、天喜二二六日入滅、六十九、

天喜二正月廿三日任寺務、六十一、寺務間十一、康平三五月一日入滅、七十一、

康平三五二日任寺務、七十三、寺務間三年「
」入滅、七十五

治曆二一廿五日任寺務、五十七、寺務間十五年、「イ本」康平五八月任寺務、五十三、承保三六廿七日入滅、六十七、

白河 号新院
廿八、權僧正 公範
長保三十八年七月任寺務、六十八、寺務間三年、
應德三十九年九月入滅、七十八、齋院長官平
以康息、

廿九、「法印前大僧都濟尋」云承保五年任、

号戒壇法印
卅、法印大僧都頼尊
寛治三三六任寺務、六十四、嘉保二二十五寺
務執行七年、〇〇一十一年、同三廿九日於別当
所請取印鑑了、

法務 号龍花院本願
卅一、大僧正 覚信
白川鳥羽
康和二八廿日任寺務、三十六、于時法印、權
大僧都、寺務間廿一年、保安二五八日入滅、
五十七、

鳥羽讃岐 号花林院
卅二、權僧正 永縁
大藏卿大輔水相子
保安二六十七日任寺務、七十七、寺務間五年
或四、天曆二四五日入滅、七十八、
「治ノ誤」

二度 号中僧正
卅三、法印大僧都玄覚
天治二廿六日任寺務、廿七、寺務間五年或
四年、大治四二廿五日勅勘、此間權上座靜
俊寺務執行、

讃岐 号黄〇法印
卅四、法印大僧都経尋
大治五正十四日任寺務間、〇、寺務間三年
或四年、長承元六月日入滅、七十三、
「イ四」云々

二度 号転経院法印
卅六、僧 正 隆覚
保延四廿九日任寺務、六十七、或記云同五
年四月八日修学者殺害、不執行、

讃岐 号法雲院
卅七、權大僧都覚譽
保延五十二日任寺務、七十二、寺務間七
年、久安三二廿四日入滅、七十四、或記云
借請大衆院被渡印鑑了、

近衛院 号〇學坊
卅八、權大僧都覚晴
同安三二十三任寺務、五十八、寺務〇二年、
久安三五月十七日入滅、于後三ヶ月不被補長
吏、仍上座信実法橋執行、

近衛 号〇僧正
四十、法務僧正惠信
保元二八任寺務、四十〇、寺務間十二年、
長寛二七日被執流罪伊豆国、始名覚経、

「イ元」
長寛二六任寺務、六十四、于時法印、寺務
間十年、承安四年四月九日入滅、七十四、

(3紙目)
「イ条」号内山
四十、法務大僧正尋範
高倉院

高倉 号東室
四十二、權僧正 覚珍
中納言実隆子
承安二八月廿三日任寺務、寺務二年、七十五、
安元〇廿四日入滅、七十一、

同 号〇〇〇
四十三、權僧正 教縁
安元元十一七日或八日任寺務、寺務五年、治
承三四十三日入滅、四十八、

高倉 号中院
四十四、權僧正 玄縁
治承三四廿六日或廿九日任寺務、寺務二年、
同四年十二廿五日入滅、六十八、

後鳥羽 号菩提山本願
四十五、法務大僧正信円
治承五正廿九日寺務、寺務間九年、廿九、文
治五五十六日御辭退之時權僧正

後鳥羽 号宝積院
四十六、權僧正 覚憲
少納言通憲子
文治五五廿八任寺務、五十九、寺務〇七年、
建久六十二廿六日辭退、八十一、入滅了、

同 号東室
四十七、權僧正 範玄
為菓子
建久六十二廿五日任寺務、於京都令奉行、同
廿六日下向〇被〇吉書〇〇〇〇〇〇〇〇六月一
日入滅、

(X四) 号〇僧正 松林院
權僧正 雅縁
建久九十二廿日於京都任寺務、廿二日下向〇、
被吉書了、于時法印大僧都 六十一、

二度 号最初一乘院
四十九、權僧正 良円
建永二正廿二日任寺務、廿九、承元二二月六
日辭退、

五十 「雅縁」
順徳院 号宝積院
五十一、前權僧正信憲
建保元二十四日任寺務、同五年十二廿七日辭退、
七十四、

後堀河 号西唐室
五十二 「雅縁」
權僧正 範円
貞応二二十日任寺務、六十〇、故大僧都覚長
第三弟子、

同 号大衆院 後菩提山
法務大僧正実尊
嘉祿二七三日任寺務、四十七、寛喜二三月九
日辭退、嘉禎二九日入滅、五十七、

「イ四」
寛喜二三三日任寺務、三十〇、貞永元二十
八日辭退、

二度 号東北院
權僧正 円玄
大納言隆季子

「寛喜四年歟」
貞永元三九日任寺務、五十八、

四桑院 二度 禪定院 大桑院
法印大僧都円実

「イ四」
文暦二二二日任寺務、廿二、寺務間九年、寛元々々十二廿九日辞退、光明寺殿息云々、

後醍醐
前權僧正定玄
「定能子」

寛元二二一日子刻寺務之由被仰了、二日被渡印鑑了、七十、イ四

後深草院 号光明院
前權僧正覚遍

宝治元十二廿八日任寺務、七十三、奉渡印鑑東院

同 号東院
權僧正 公縁
実明子

建長二正廿日宣下、同廿七日渡印鑑於東室、

同
權僧正 親縁

建長五十二二十五夜被宣下、同十二日被渡印鑑於松室坊、同七年十月十九日春日行幸、貴大僧正、康元元年八月廿日入滅、七十三、

同 号仏地院
權僧正 良盛
盛経子

建長八二廿一日宣下、六十、

同 二度 号大桑院
前權僧正尊信

正元々々十一十九日宣下、卅二、文永三四四日辞退

同 号東光院
法印 頼円
少僧都 良兼身弟

「イ七月一日」
文永三六廿九日宣下、五十三、同五年十一月廿九日辞退

同 号法雲院
權僧正 実性

文永五十二廿七日宣下、五十四、同十年四月十六日辞退、奉納印鑑、新寺務被書見參之衆中也、無其例者歟

一度 号一乘院
權僧正 信昭
龜山院 後字多 号原

文永十四十六日宣下、廿七、同廿一日辰刻被渡印鑑於一乘院、建治元年十一月晦日後辞退

二度 号光明院
法印 性譽
後字多

建治二七十八日、六十一、同年十一廿九日任權僧正、同三年十二廿八日辞退

同 六度 号大桑院 大〇三味院
權僧正 慈信

弘安四四六日宣下、廿五、同十月四日依神木入洛辞退、同九年五月廿三日転任大僧正、卅、

同 号中南院
權僧正 玄雅

弘安五十二十九日任寺務、六十〇、同六年十月日辞退

同 号三藏院
權僧正 宗懷
円経僧正身弟

弘安六十廿七日宣下、六十一、同十一四日被渡印鑑於修南院云々、

同 号壽願院
法印權僧正尊清
伏見

正応元五廿八日宣下、五十四、同二年六月十日被渡印鑑於修南院、

同 号松林院
權僧正 実懷
伏見院

正応二八十八日宣下、五十伍、

同 号西南院
權僧正 顕覚

正応三六十一日宣下、五十七、同五年三月三日入滅、二日辞退、印鑑奉納、

(中略、5、7紙目及び8紙目前半ヲ略ス)

同 号松林院
權僧正 長懷
「関白経嗣」

明德四癸酉正月十六日戌下刻於松林院三度長者宣被取之、

同 号北戒壇院
權僧正 長惟
「関白経嗣」

応永二乙亥二十十一月廿四日於北戒壇院三度長者宣被取之、

同 号東北院
權僧正 円兼
「関白経嗣」

応永四丁丑八月八日於東北院三度長者宣被取之、

同
權僧正 孝憲

至徳元年甲子十二月廿五日於東〇〇三度長者宣被取之、

同 号密藏院
法院權大僧正都覚雅家

至徳四年丁卯正月廿八日於西南院三度長者宣被取之、

同 号修南院
權僧正 実恵
関白経嗣

応永七庚寅三月十六日於修南院三度長者宣被取之、

(11紙目)

同 号大乗院
僧正 孝円
〔関白経訓〕

応永九壬午五月四日於禪定院三度長者宣被取之、四月廿九日宣下、

僧正 円尋
号東門院
〔関白経訓〕

応永十二年乙酉十二月十八日夜於東室三度長者宣被請取之、

〔コノ間ニ「隆俊」ヲ挿入スル記号アリ〕

同 号法雲院
僧正 実照
〔関白経訓〕

(×七)
応永十八年二月五日於法雲院三度長者宣被取之、

同 号西南院東浄奥院
権僧正 隆俊
〔関白経訓〕

応永十四丁亥二月十八日夜於西南院三度長者宣被取之、

同 号一乗院
法印大僧都良兼
〔関白忠訓〕

応永十五年九月日夜於一乗院三度長者宣被取之、

同 号慈恩院
権僧正 兼覚
〔関白経教〕
(ママ)

応永十九年十二月廿三日夜於慈恩院三度長者宣被取、

同 二度 号東院
権僧正 光暁
〔関白経教〕
(ママ)

応永廿一五廿八日於東院被請取三度長者宣、五十四歟、

同 号仏地院
権僧正 孝俊
〔関白経教〕
(ママ)

応永廿十二月宣下、四十九、

称光 号喜多院
僧正 空昭
〔関白満教〕

応永廿六年任寺務、同三十年十二月朔日入滅、

同 号松林院
権僧正 光雅
〔関白満教〕

応永廿九年二月十二日宣下、六十一、同三十四年四月廿八日入滅、六十七、

(13紙目)

同 号北戒壇院
権僧正 隆雅
〔関白持基〕

応永卅一年 任寺務、卅七、

同 号竹林院
僧正 乗雅

応永卅二年十二月廿二日宣下、五十、永亨元年十月廿八日逝去、

同 二度 号大乗院
僧正 経覚

応永卅三月二月七日宣下、卅二、同十二日於禪定院被請取三度長者宣畢、

同 号一乗院
大僧都 昭円

応永卅五三月廿日 宣下云々、但大乗院未辭退之、三月十一日於一乗院三度長者宣被請取之、

当今 号松洞院
権僧正 兼昭

永亨七十二月廿六日宣下、五十一、

□□ 号密嚴院
大僧都 覚雅

永亨八九月三日宣下、同十四日於北戒壇院三度長者宣被請取之、

同 号東門院光明院
法印権大僧都隆秀

永亨九十二月十二日任寺務、同十二日三度長者宣於東門院請取之、凡人直任寺務未代之次第也、

同 号法雲院
法印権大僧都俊円

嘉吉元永亨十三年七月宣下、

同 号慈恩院
権僧正 兼暁

宝徳二年 入滅、

同 号松林院
権僧正 貞兼

宝徳二年 入滅、

同 号西南院
権僧正 重覚
〔関東兼良〕

宝徳二年庚午、

当今 号勝願院
権僧正 良雅
〔関白兼良〕